

(別表)

宮崎県ベジ活応援店登録基準

1 基準

分類	登録基準	確認方法
飲食店 (1食相当)	以下の2点をいずれも満たす場合 ① 野菜量をメニュー等に表示した料理が5品目以上ある。 ② ①のうち野菜使用量100g以上の料理が3品目以上ある。 ※料理の総品数が3品目以下の場合 全ての料理の野菜量をメニュー等に表示し、かつ、全ての料理が野菜使用量100g以上である。 ※料理の総品数が4品目の場合 全ての料理の野菜量をメニュー等に表示し、そのうち野菜使用量100g以上の料理が3品目以上ある。	・現物確認 ・写真撮影 ・材料の聞き取り
飲食店のうち バイク店・サ タバ-設置店	店の器を使用して、野菜100gの量を掲示(展示)している。	・現地確認 ・写真撮影
弁当店 (1食相当)	野菜使用量100g以上の弁当が1種類以上あり、野菜量を表示している。	・現地確認 ・写真撮影 ・材料の聞き取り
惣菜店 (1包装)	以下の2点をいずれも満たす場合 ① 野菜量をPOP等に表示した料理が5品目以上ある。 ② ①のうち野菜使用量100g以上の料理が3品目以上ある。	・現地確認 ・写真撮影 ・材料の聞き取り

2 野菜の定義

緑黄色野菜、淡色野菜、きのこ類、海藻。(いも類、種実類、こんにゃく、漬物は除く。)

<対象となる野菜の例>

分類	例
緑黄色野菜	葉ねぎ、アスパラガス、さやいんげん、オクラ、かぼちゃ、チンゲンサイ、ピーマン、ブロッコリー、トマト、にら、にんじん、ほうれん草、小松菜
淡色野菜	大根、ごぼう、たまねぎ、たけのこ、なす、きゅうり、白菜、もやし、キャベツ、レタス、れんこん、えだまめ、とうもろこし、スナップエンドウ、切り干し大根
きのこ類	えのきたけ、しいたけ、しめじ、まいたけ、マッシュルーム
海藻	こんぶ、わかめ、ひじき、もずく

<対象とならない野菜の例>

分類	例
いも類	じゃがいも、さといも、さつまいも、やまといも
種実類	ぎんなん、くり、くるみ、ピーナッツ
こんにゃく	板こんにゃく、しらたき